

伊方町地域防災計画

津波災害対策編

令和7年4月

伊方町防災会議

目次

第1章 総 論.....	1
第1節 計画の主旨	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第3節 津波発生 の条件	5
第4節 地震防災緊急事業五箇年計画	8
第2章 災害予防対策.....	9
第1節 津波災害予防対策の基本的考え方	9
第2節 防災思想・知識の普及	11
第3節 住民の津波防災対策	16
第4節 事業者の津波防災対策	18
第5節 ボランティアの防災対策	19
第6節 津波避難訓練の実施	20
第7節 業務継続計画の策定	20
第8節 津波に強い地域づくり	21
第9節 津波避難体制の整備	26
第10節 孤立地区対策	33
第11節 緊急物資確保対策	33
第12節 医療救護対策	33
第13節 防疫・保健衛生活動体制の整備	33
第14節 廃棄物等の処理	33
第15節 要配慮者の支援対策	33
第16節 広域応援体制の整備	33
第17節 防災情報通信システムの整備	33
第18節 災害復旧・復興への備え	34
第3章 災害応急対策.....	35
第1節 災害発生直前の対策	35
第2節 活動体制	39
第3節 通信連絡	39
第4節 情報活動	40
第5節 広報活動	41
第6節 災害救助法の適用	41
第7節 避難活動	42
第8節 緊急輸送活動	43
第9節 交通応急対策	43
第10節 孤立地区に対する支援活動	43
第11節 消防活動	43
第12節 水防活動	44
第13節 人命救助活動	45

第14節	死体の捜索・措置・埋葬	45
第15節	食料及び生活必需品等の確保・供給	45
第16節	飲料水の確保・供給	45
第17節	医療救護活動	45
第18節	防疫・保健衛生活動	45
第19節	廃棄物等の処理	45
第20節	障害物の除去	45
第21節	動物の管理	46
第22節	応急住宅対策	46
第23節	応急教育活動	46
第24節	要配慮者に対する支援活動	46
第25節	ボランティア等への支援	46
第26節	応援協力活動	46
第27節	自衛隊への災害派遣の要請	46
第28節	ライフラインの確保	46
第29節	公共土木施設等の確保	47
第30節	危険物施設等の安全確保	47
第31節	社会秩序維持活動	47
第4章	災害復旧・復興対策.....	48
第1節	公共施設災害復旧対策	48
第2節	復興計画	48
第3節	被災者の生活再建支援に関する計画	48
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画.....	49

第1章 総論

第1節 計画の主旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、伊方町の地域に係る津波防災対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とする。

特に、この計画の中で、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等（以下「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。）を定め、本町における地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、津波は主に地震により引き起こされるものであることから、「地震災害対策編」と合わせて震災対策に活用すべきものである。

2 計画の性格

この計画は、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、津波防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行うものである。

3 計画の構成

津波災害対策編の構成は、次の5章による。

(1) 第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、津波の想定及び地震防災緊急事業五箇年計画等の計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2章 災害予防対策

平常時の教育、訓練、津波に強いまちづくり、津波避難体制の整備などの予防対策を示す。

(3) 第3章 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4章 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

(5) 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を示す。

なお、伊方町地域防災計画は、この「津波災害対策編」によるもののほか、風水害、地震災害、

原子力災害に対応するため、「風水害等対策編」、「地震災害対策編」、「原子力災害対策編」をそれぞれ定めるものとする。

4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずるとともに、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できる限り被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的被害をできるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、町民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、町がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、町民、自主防災組織、事業者、防災関係機関、町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して、着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特に、いつでもどこにでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、住民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）（以下「防災条例」という。）及びこの計画に基づき、個人や家庭、地域、事業所、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策については、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本町が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項、防災関係者の連携協力の確保に関する事項及び時間差発生時等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その具体的な整備目標及びその達成の期間を定め、計画的な整備を図る。

5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害時等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき作成された国土強靱化地域計画である「伊方町地域強靱化計画」は、伊方町地域強靱化計画以外の町計画の指針となるべきものとして定められている。

このため、町は、伊方町地域強靱化計画の基本目標である、

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 本町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- (4) 本町の迅速な復旧・復興が図られること。

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

風水害等対策編第1章第2節並びに地震災害対策編第1章第2節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用するとともに、津波災害対策として、次の事項についても行うものとする。

1 伊方町

- (1) 町地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- (2) 津波浸水想定区域における、津波からの防護、安全な避難路、避難場所の確保及び円滑な避難等に関する措置
- (3) 津波防災に関する組織の整備
- (4) 自主防災組織の育成指導、その他住民の津波災害対策の促進
- (5) 津波防災のための装備・施設等の整備
- (6) その他、津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 県

- (1) 県地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- (2) 津波防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の津波災害対策の促進
- (4) 津波防災のための装備・施設等の整備
- (5) 町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の津波災害応急対策の連絡調整
- (6) その他津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第3節 津波発生 の 条件

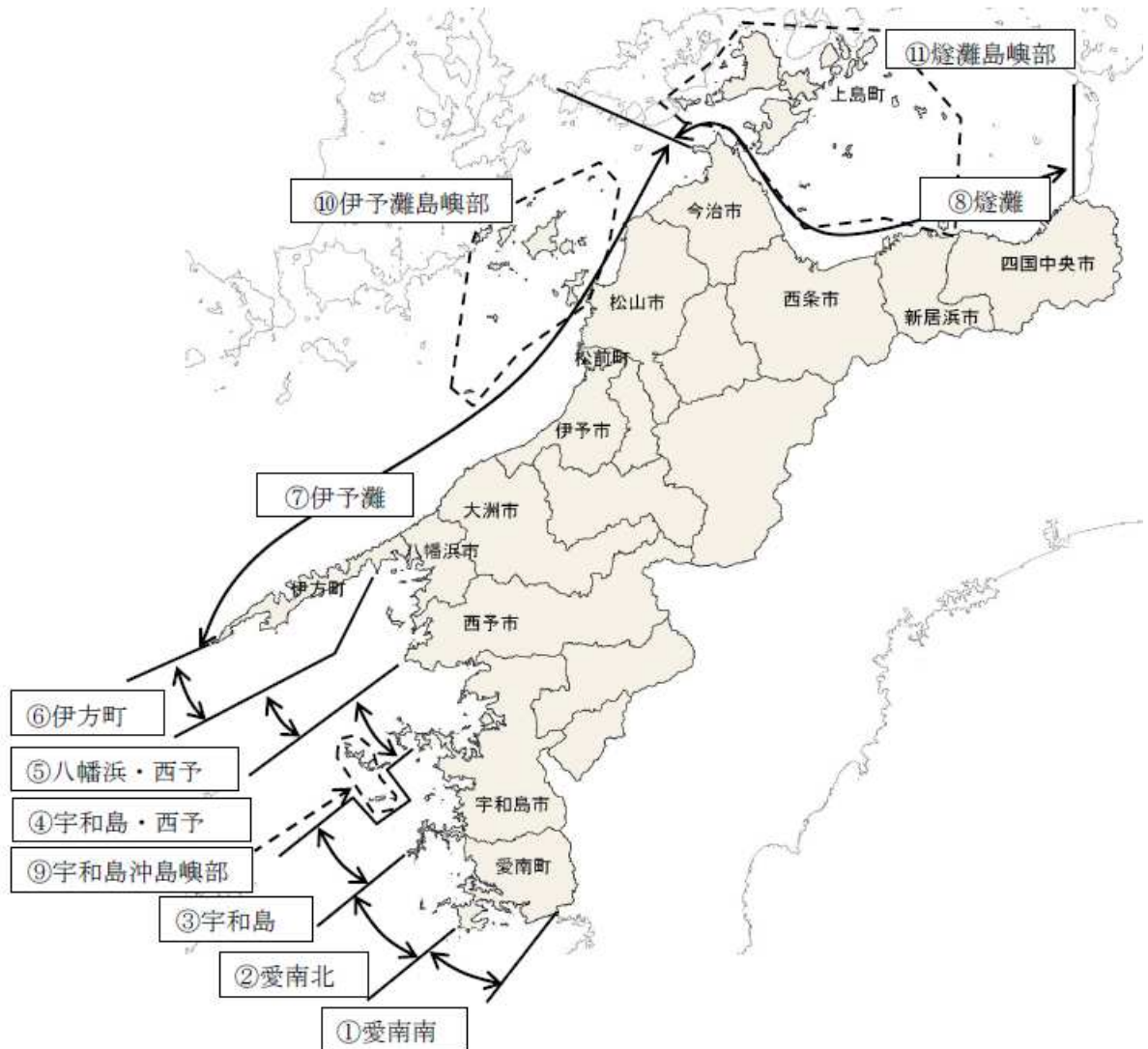
地震災害対策編第1章第3節「地震発生 の 条件」、同第1章第4節「地震想定」を準用し、その条件下における地震想定に基づき、津波想定を行うものとする。

1 前提となる津波の想定

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波の想定を、平成24年8月29日に発表した。

国は、津波に対する対策をとるにあたり、比較的発生頻度の高い津波（L1津波）と想定できる最大クラスの津波（L2津波）の2種類の想定を行う必要があるとしている。

平成25年6月に、愛媛県が公表した津波想定では、県内の海岸を11の地域に区分し、各海岸別に想定を行っている。伊方町では「伊方町地域海岸」「伊予灘地域海岸」「八幡浜・西予地域海岸」が該当する。



最も規模の大きい津波は南海トラフ巨大地震とし、伊方町が該当する各地域海岸では、以下のケースの津波を想定している。

地域海岸	対象津波（大すべり域、超大すべり域）	
	1 箇所のパターン	2 箇所のパターン
伊方町地域海岸	四国沖～九州沖	室戸岬沖、日向灘
伊予灘地域海岸	駿河湾～紀伊半島沖	室戸岬沖、日向灘
八幡浜・西予地域海岸	四国沖～九州沖	室戸岬沖、日向灘

想定した地震の規模は、いずれもマグニチュード（Mw）9.1であり、平成13年度に検討した「愛媛県地震被害想定調査」で想定していた1854年安政南海沖地震津波のマグニチュード8.4 を大きく上回る規模のものであり、断層の範囲の広さ、地盤変動量ともに大きなものとなっている。

2 最高津波水位、到達時間の想定

伊方町における、最高津波水位とその到達時間は以下のとおり。

地点名	最高津波水位	到達時間
伊方港	8.4m	71分
伊方原子力発電所	3.3m	155分
三机港	4.2m	142分
三崎港	13.7m	73分
名取西海岸	21.3m	59分

伊方町における最高津波水位は、名取西海岸の21.3m（満潮時の水位1.0m含む。）とされる。この水位は、愛媛県内で最も高い津波水位となっている。

また、伊方町では、最短で地震から4分後には20cm以上、46分後には1m以上の津波が到達すると想定される。

3 浸水面積、最大浸水深の想定

伊方町における、浸水面積は以下のとおり。

市町名	浸水面積（ha）					
	1 cm以上	30cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上	10m以上
伊方町	321	309	283	235	134	13

伊方町は、地形の影響により波が集中して波高が局所的に高くなる箇所があるため、10m以上の浸水が想定される。

また、宇和海沿岸の三崎地区、高浦地区、佐田地区、大佐田地区、井野浦地区、大久地区、川之浜地区の低地部では10m以上の浸水が想定されており、最も深い浸水深は名取西海岸の21.0mと想定される。この浸水深は、愛媛県内で最も深い浸水深となっている。

4 建物被害の想定

町内の建物12,454棟について、南海トラフ巨大地震によって発生した津波による被害の想定を行った。

その結果、全壊1,664棟、半壊388棟となり、建物の約16.5%が浸水すると想定される。

想定地震	津波
------	----

想定地震		津波
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	全壊	1,664
	半壊	388

5 死者数の想定

南海トラフ巨大地震によって発生した津波による死者数は、人の活動に内容によって差が出る。今回の調査では、季節、時間、風速の条件を変えて想定を行っている。ここでは、最も被害が大きい「冬深夜強風時」と「冬18時強風時」の想定を示す。

多くの住民等が就寝中の「冬深夜強風時」では、212人、比較的活動する者が多い「冬18時強風時」には、203人と想定される。

(1) 冬深夜強風時

想定地震	死者数
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	212

(2) 冬18時強風時

想定地震	死者数
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	203

6 負傷者数の想定

南海トラフ巨大地震によって発生した津波による死者数は、人の活動の内容によって差が出る。今回の調査では、季節、時間、風速の条件を変えて想定を行っている。ここでは、最も被害が大きい「冬深夜強風時」と「冬18時強風時」の想定を示す。

多くの住民等が就寝中の「冬深夜強風時」では、15人、比較的活動する者が多い「冬18時強風時」には、14人と想定される。

(1) 冬深夜強風時

想定地震	負傷者数
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	15

(2) 冬18時強風時

想定地震	負傷者数
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	14

7 津波被害に伴う要救助者・搜索者の想定

南海トラフ巨大地震によって津波が到達した際に、建物の中高層階に滞留しそのまま留まるものを「要救助者」、津波に巻き込まれた者を「要搜索者」として、想定を行った。

なお、想定に当たっては、沿岸部での人の活動により差が発生するため、季節、時間、風速の条件を変えて想定を行っている。ここでは、最も被害が大きい「冬深夜強風時」と「冬18時強風時」の想定を示す。

多くの住民等が就寝中の「冬深夜強風時」では、中高層階に滞留する者が比較的少ないものと想定し、要救助者数が27人、要搜索者が227人と想定される。

また、比較的活動する者が多い「冬18時強風時」には、要救助者数は大幅に増え217人と想定される。

(1) 冬深夜強風時

想定地震	要救助者	要搜索者
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	27	227

(2) 冬18時強風時

想定地震	要救助者	要搜索者
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	217	217

第4節 地震防災緊急事業五箇年計画

地震災害対策編第1章第5節「地震防災緊急事業五箇年計画」を準用する。

第2章 災害予防対策

津波による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐浪性確保及び住民の生活確保等に係る対策の実施が重要であるため、本編においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

第1節 津波災害予防対策の基本的考え方

町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講ずる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、県と協力しながら、海岸保全施設等の整備を進める。

2 過去に遡った津波の想定

町は、津波の想定に当たっては、県が実施する、できる限り過去に遡って津波の発生等をより正確に調査し、古文書等の史料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査の結果を参考とする。

3 津波想定に係る留意点

県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果を、できるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意することとしている。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界がある。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな

相違が生じる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があることとしている。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意することとしている。

町は、県の被害想定に基づくとともに、津波災害が不確定要素を伴うことを留意しながら、必要な予防対策を定めるものとする。

第2節 防災思想・知識の普及

1 基本方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には、自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、町、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、町は、町民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。町は、各所属職員のほか、町民等に対し、地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

また、津波による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、町、県及び関係機関は、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、津波及び防災に関する知識の普及・啓発活動を町民等に対して行う。また、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

2 町職員に対する教育

町職員としての確かつ円滑な津波防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家の知見の活用等を通じ教育を行う。

- (1) 津波に関する基礎知識
- (2) 町地域防災計画（津波災害対策編）と津波防災対策に関する知識
- (3) 津波警報等を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 津波が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における津波防災対策
- (8) 家庭の津波対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (9) 津波対策の課題その他必要な事項

なお、上記(3)、(4)(5)及び(6)については、毎年度、各課において、所属職員に対し、十分に周知しておく。また、各課は、所管事項に関する津波防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

3 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長等に対し、1に準じて教職員等（臨時職員等を含む。）への教育を行うよう指導するとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が地震に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危

険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、津波に関する基礎知識を修得させるとともに、津波発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策（避難場所、避難経路、避難方法の確認等）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の津波災害等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。
- (4) 学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する理解向上に努める。

4 住民に対する防災知識の普及

町は、津波発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や地域学術機関等と連携した防災講座の開催等により、津波及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

(ア) 津波に関する基礎知識

- a 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- b 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- c 第一波よりも、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
- d 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波の発生の可能性があること。など

(イ) 津波警報等に関する知識

(ウ) 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

- a 沿岸部はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- b 避難に当たっては、徒歩によることを原則とすること。
- c 自ら率先して避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すこと。など

- (エ) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (オ) 防災関係機関等が講ずる津波防災対策等に関する知識
- (カ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (キ) 津波浸水予測範囲に関する知識
- (ク) 津波想定の不確実性
 - a 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
 - b 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
 - c 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。
 - d 津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図ること。など
- (ケ) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (コ) 非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- (サ) 応急手当等看護に関する知識
- (シ) 避難生活に関する知識
- (ス) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (セ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (ソ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (タ) 防災士の活動等に関する知識
- イ 啓発の方法
 - (ア) 町防災行政無線、CATV等の利用
 - (イ) 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
 - (ウ) 映画、資料映像等の利用
 - (エ) 講演会、講習会の実施
 - (オ) 広報車の巡回
 - (カ) 防災訓練の実施
 - (キ) インターネット(ホームページ)の活用
 - (ク) 各種ハザードマップの利用
 - (ケ) 視覚的周知

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。

なお、浸水高等の「高さ」を町内に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(2) 社会教育を通じた啓発

町及び町教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から、地

域の地震防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や劇場等の不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、津波警報等の活用や津波発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

(4) 「えひめ防災週間」及び「津波防災の日」等における啓発

町は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの1週間）」、「津波防災の日」（11月5日）及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、普及・啓発を図る。

5 関係機関の活動

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する地震防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

(2) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

6 普及の際の留意点

(1) 津波ハザードマップの作成・活用

町は、県の設定する津波浸水想定をもとに、町内の津波浸水予測範囲や避難路、避難所等を記載した津波ハザードマップを作成し、全住民に配布し、町ホームページに公開している。

津波ハザードマップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、津波ハザードマップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることへの理解促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 津波防災意識の向上のための防災教育

どのような状況であっても、一目散に高台等へ避難する意識を基本とした防災教育や避難訓練を実施する。

(3) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

(4) 防災地理情報の整備等

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(5) 防災と福祉の連携等

町は、防災担当と福祉担当等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3節 住民の津波防災対策

風水害等対策編第2章第3節並びに地震災害対策編第2章第3節の「自主防災組織等の防災対策」を準用するものとするが、特に津波による被害を軽減するために、住民一人ひとりが、家庭、地域、職域等で自ら津波防災対策を実践することが重要である。

1 住民の果たすべき役割

- (1) 津波防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 津波警報等を覚知したときの、具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (4) 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び地域住民相互の連絡方法を確認する。
- (5) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- (6) 地域の防災マップの作成や、防災に関する行事にも積極的に参画し、住民の意見を反映させるとともに、津波浸水予測範囲の把握等に努める。
- (7) 負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策に努める。
- (8) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備しておく。
- (9) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (10) 町や地域で行う避難訓練に積極的に参画し、避難時の課題や自分で何ができるかを考え、それらをさらなる訓練の充実につなげる。
- (11) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (12) 地域行事を活発に行うなど、日頃から地域の交流や支え合いを大切にし、地域の活性化や地域防災力の向上につなげる。
- (13) 隣近所と津波発生時の協力について話し合う。
- (14) 避難行動要支援者は、町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及びボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するように努める。

2 自主防災組織等の活動

自主防災組織等は、「自分たちの命は自分達で守る」という自覚、連帯感に基づいて、平常時には防災知識の普及や啓発、地域の安全や設備の点検、防災訓練等を実施する。災害が発生した際には、被害を防止し軽減するため、実際に防災活動に当たる「実動部隊」として、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火・被災者の救出・避難誘導・避難所の運営などの役割を担う。その上で、

次のような対策を実践する。

- (1) 若いリーダーの育成
- (2) 組織の編成と役割分担の明確化と住民への周知
- (3) 定期的な研修や訓練実施による組織力の向上、活性化
- (4) 行政と住民を繋ぐ役割の強化
- (5) 発災時の自主防災組織等の活動により、そのメンバーが被害に遭うようなことがないようルールづくりをする。
- (6) 避難行動要支援者の避難等の支援に対する取組みの促進
- (7) 消防団や近隣の自主防災組織とも交流を促進し、連携を図る。
- (8) 自治会活動やまちづくり活動など、地域の絆の強化を図ることによって、持続可能な防災活動を目指す。

第4節 事業者の津波防災対策

1 基本方針

津波による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、津波発生時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、津波発生時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、町及び県が実施する事業者との協定締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

2 事業者の果たすべき役割

事業者は、津波から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動の下に、平常時及び津波発生時において、おおむね次のような防災措置を行う。

(1) 平常時の実施事項

ア 津波災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び津波発生時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。

イ 防災訓練及び研修等の実施に努める。

ウ 事業継続計画に基づき、津波発生時において、事業を継続し又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。

エ 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。

オ 津波発生時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。

カ 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。

キ 地域の津波防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。

ク 従業員の消防団への加入及び消防団員としての、円滑な活動について協力するよう努める。

ケ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。

コ 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。

サ 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。

シ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。

(2) 災害時の実施事項

ア 来所者、従業員等の安全の確保に努める。

イ 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。

ウ 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努める

とともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

エ 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。

オ 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、町、県等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

3 町の活動

(1) 防災意識の啓発

町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、町に協力する。

また、町は、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

(2) 防災情報の提供

町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関して収集した情報を事業者に提供する。

(3) 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援

町は、伊方町商工会と連携して、中小企業等の事業継続力強化計画の策定を支援する。

第5節 ボランティアの防災対策

風水害等対策編第2章第5節「ボランティアの防災対策」を準用する。

第6節 津波避難訓練の実施

1 町の活動

- (1) 町は、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練、避難所運営訓練を積極的に実施する。
- (2) 津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえ、通信手段が被災した場合の代替手段による情報伝達や、声かけやサイレン等により周囲の行動を促す訓練、より高台を目指す二段階避難の実施、南海トラフ地震臨時情報等の発表を想定した訓練など、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。
- (3) 定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。津波防災の日（11月5日）や防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

2 訓練実施の留意点

訓練実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策にも配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

また、救助・救急関係機関、県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

なお、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫するものとする。

第7節 業務継続計画の策定

風水害等対策編第2章第7節「業務継続計画の策定」を準用する。

第8節 津波に強い地域づくり

1 海岸保全施設等の整備の基本的考え方

- (1) 町及び県は、海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設(漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く。)の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。
- (2) 町、県及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用する。
- (3) 町、県及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。また、町、県及び施設管理者は、老朽化した海岸保全施設等について、長寿命化計画の作成・老朽化対策の実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

2 津波に強い地域の形成

(1) 総合的な津波防災対策の推進

ア 県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定している。

町は、県の津波浸水想定を鑑み、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

イ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

ウ 津波対策の実効性を高めるためには、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努める。

エ 町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

(2) 町に津波災害警戒区域が指定された場合の活動

県は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月14日法律第123号)に基づき、津波による危険の著しい区域について、人的災害を防止するため津波災害警戒区域(注1)、津波災害特別警戒区域(注2)や災害危険区域(注3)の指定について必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。

町の区域が津波災害警戒区域に指定されたときは、町地域防災計画において、当該区域ごとに、警報及び注意報等、津波に関する情報伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設、その他

の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

また、津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について町地域防災計画に定めるときは、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、警報及び注意報等の伝達に関する事項を定めるものとする。

町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

町は、町地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、その他の必要な措置を講ずる。

さらに、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

町及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。

<注>

1 津波災害警戒区域 (津波防災地域づくりに関する法律第53条)	津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で知事が指定する区域
2 津波災害特別警戒区域 (津波防災地域づくりに関する法律第72条)	警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域
3 災害危険区域 (建築基準法第39条)	災害津波等による危険の著しい範囲を、住居の用に供する建築物の建築の禁止等、建築物の建築に関する災害防止上、必要な制限を行うために地方公共団体が定める区域

3 海岸保全施設等の整備

町の瀬戸内海沿岸は比較的緩慢な曲線となっているが、宇和海沿岸は典型的なリアス式海岸であり、津波が増幅されやすい地形を呈している。また、海岸保全施設には全般的に老朽化した施設や堤防の嵩上げの必要な箇所が多い。このため、海岸管理者は、津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、農林水産省（農村振興局・水産庁）、国土交通省（水管理・国土保全局・港湾局）所管の海岸の整備促進に努め、住民の生命と財産を守る。

4 避難関連施設の整備

町及び県、国は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。
また、津波災害に備えた避難所の区分は、風水害等災害対策編第2章第8節4「(1)避難所の区分」を準用するが、整備に当たっては以下の点に留意する。

(1) 津波災害地区指定一時避難場所

町は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次のアからオの内容を基に津波災害地区指定一時避難場所の検討などを行う。津波災害地区指定一時避難場所の選定は、各自主防災組織に各地区の状況に適した津波災害地区指定一時避難場所の選定を依頼するものとする。

ア 避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

イ 避難場所は、できるだけ海面の状況が確認できる場所を選定する。

ウ 津波や火災等により、避難場所が孤立するおそれのある場所においては、長時間の避難に備え、必要最低限の水や食料、雨や寒さ等への対策に努める。

エ さらに高いところへの移動が困難な避難場所においては、想定以上の津波のことを考え、浮き輪や救命胴衣、ロープ等を備え、住民等が助かるための最大限の対策をするよう努める。

オ アの避難場所が、もっぱら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの緊急避難場所と間違われまいよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(2) 指定避難所

津波災害地区指定一時避難場所への避難後、一定時間が経過し、地震及び津波が収まったことが確認出来た後、町が選定した指定避難所へ移動するものとする。

(3) 津波避難ビルの整備・指定

ア 町は、津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して、必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である建築物について管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

イ 町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得て、地元自主防災組織と検討を行い避難路・避難階段の整備に努める。

(4) 避難路の確保

町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意して避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

ア 整備に当たっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう、地元自主防災組織と協議を行うなど配慮するものとする。

イ 避難路の整備に当たっては、以下のことを十分考慮するものとする。

(ア) 避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生、夜間や荒天時の

避難 等

- (イ) 避難場所等が河川や丘陵沿いにある場合に、大きく迂回をする必要がありうることや、避難路の途中で危険箇所がある場合は災害時の通行に支障となりうること。

資料編・避難場所・避難所一覧

5 公共施設等の津波対策

(1) 浸水危険性の低い場所への施設の整備

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できる限り浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図るものとする。

ア 建築物の耐浪化

イ 非常用電源の設置場所の工夫

ウ 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄や燃料調達体制の整備など施設の防災拠点化

また、行政庁舎、消防署、警察署等の災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

さらに、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策にも努める。

(2) 浸水危険性の低い場所への誘導

(1) において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

6 ライフラインの耐浪化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(1) 電話施設

電話施設については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

(2) 電力施設

電力施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

(3) 水道施設

水道施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化はもとより停電対策や浸水対策等の耐災害性の強化を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

(4) 下水道施設

下水道施設については、生活空間から下水を速やかに排除するため、揚水の機能を確保する対策を図るよう努めるとともに、汚水においては、公衆衛生の面から消毒の機能を確保する対策を図るよう努める。

また、放流施設から津波が遡上することも想定し、逆流防止対策を図るよう努める。

(5) ガス施設

ガス施設についても、耐浪性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

(6) 廃棄物処理施設

町は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

7 危険物等施設の安全確保

町及び県は、危険物施設等及び火災原因となる恐れのある薬品を管理する施設等の津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的実施等を促進する。

(1) 高圧ガス施設

ア 「最大クラスの津波」への対応

事業者は、津波到達前に高圧ガス施設等の安全な停止操作などにより設備内の高圧ガスを安全な状態にする他、高圧ガス容器等の流出防止対策等、高圧ガスによる二次災害の発生を抑制するための最大限の措置を講ずるとともに、あらかじめ避難場所を設定し、従業員等の避難の方法を定めておく。

イ 「比較的頻度の高い津波」への対応

事業者は、津波到達前の限られた時間で、高圧ガスを安全な状態にすることや、配管が損傷しても大量漏えいを防止するため、緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進を行うとともに、補助電源等の動力によるバックアップ機能を保有する等の設備的な対応を講ずる。

また、高圧ガス容器の平時からの転倒対策を確実に行う。

ウ 津波による被害を最小化するための手順の策定、訓練の実施

事業者は、津波到達までの設備の安全な停止のための手順を策定するとともに、津波に対する対応・避難の訓練を定期的に実施する。

8 文化財の保護

風水害等対策編第2章第21節「文化財の災害予防対策」を準用する。

第9節 津波避難体制の整備

風水害等対策編第2章第8節「避難対策」及び地震災害対策編第5章「南海トラフ地震防災対策推進計画」を準用するものとするが、津波災害の特性をふまえた各対策を行う。

1 伝達体制の整備

- (1) 町は、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。
- (2) 津波警報、避難指示を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。
- (3) 町は、強い揺れを伴わない、いわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で、突然、津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。
- (4) 港湾等の管理者は、各々が管理する港湾における潮位情報の伝達体制を強化するため、潮位計の改修及び潮位情報提供システムの整備に努め、住民への適切かつ迅速な情報提供及び町との情報の共有化を図る。
- (5) 町は、住民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備及び職員参集システムの導入を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、サイレン等多様な手段を確保する。
- (6) 地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報等や避難指示の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに町役場又は各消防分団、漁協等により海面監視を開始し、異常を認めた場合は、直ちに防災行政無線、CATV、広報車等により住民又は海岸近くの者に避難の呼びかけを行える体制を整備する。
- (7) 町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。また、町は避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。
- (8) 町は、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関と合同で津波警報伝達等の訓練を実施する。

2 津波警戒等の周知徹底

町は、一般住民等に対して広報紙等を活用し、津波警戒に関する次の内容の周知徹底を図るとともに、津波の危険や避難方法等について広く周知啓発する。

- (1) 町は、県と協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予測図を作成する等、住民への広報に努める。
- (2) 町は、県と協力して、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。
- (3) 津波浸水想定地域の住民に対して、強い地震を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、町等からの指示を受ける前でも、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は指定緊急避難場所等へ避難することなど、住民のとるべき行動について周知徹底を図る。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

風水害等対策編第2章第8節4「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の指定」、本編本章第8節4「避難関連施設の整備」を準用する。

4 指定避難所の設備及び資機材の配備

風水害対策編第2章第8節7「指定避難所の設備及び資機材の配備」を準用する。

5 指定緊急避難場所等の周知

町は、避難に適切な指定緊急避難場所等への避難路を指定するとともに、標識等の設置などにより、平常時から住民に対し周知徹底を図る。

- (1) 町は、河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者と協議して、指定緊急避難場所等を記載した標識等を設置するとともに、関係団体の協力を得て、避難対策等の防災対策を推進する。
- (2) 町は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て、津波から逃れるための津波避難ビルの確保に努める。
- (3) 町は、津波危険予測図や津波災害警戒区域等に基づき、指定緊急避難場所等や避難路等を示した津波ハザードマップを作成し、住民に配布・周知を行う。
- (4) 町は、津波からの避難は限られた時間で行う必要があるため、住民が主体となった津波避難訓練を、自主防災組織を中心とした関係機関で実施する。
- (5) 町は、避難に時間を要する避難行動要支援者向けの支援プランの策定を行う。
- (6) 町は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定するよう努める。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実効性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

- (7) 町は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

6 津波からの防護・避難のための施設の整備等

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに町は、地震が発生した場合、水門や陸閘等の操作に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、的確な操作を行うものとする。工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検、その他所要の被災防止措置を講じておく。

- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに町は、必要に応じ次の事項について定め、各種整備を行うものとする。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

- (ア) 愛媛県河川堤防等点検マニュアル
- (イ) 愛媛県河川用機械設備点検マニュアル
- (ウ) 海岸保全施設維持管理マニュアル
- (エ) 愛媛県水門・樋門・陸閘定期点検マニュアル

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

- (ア) 愛媛県海岸保全基本計画

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を行う操作員等の安全管理に配慮しつつ、迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

- (ア) 愛媛県水防計画

エ 津波により、孤立が懸念される地域の臨時ヘリポート、港湾、漁港等の整備の方針・計画

オ 同報無線の整備等の方針・計画

- (3) 急傾斜地崩壊防止施設等の管理者は、施設の背後地等が緊急時の避難場所として利用可能な場合、住民が安全に避難できるよう、階段工等の整備に努める。

- (4) 町は、公園管理者として、公園の避難施設としての活用について検討するとともに、公園利用者を含めた円滑な避難誘導を支援する施設等の整備に努める。

- (5) 道路管理者は、津波発生時における道路利用者の安全確保を図るため、津波浸水想定区域内の道路において、道路防災対策及び改良整備、円滑な避難誘導支援対策、津波被害軽減のための防災意識の向上対策を実施する。

ア 道路防災対策及び改良整備

津波発生時における避難路を確保するため、耐震点検等で対応が必要とされた橋梁、法面等及び未改良区間について、緊急輸送道路及び緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策や改良整備を実施する。

イ 円滑な避難誘導支援対策

津波警報発令時等における避難活動を支援するため、道路情報提供装置等を適切に配置・操作し、リアルタイムでの情報提供に努める。あわせて、落下、倒壊の恐れのある付属施設等の補強対策を実施し、避難活動の円滑化に努める。

ウ 津波被害軽減のための防災意識の向上対策

道路利用者及び沿線住民の防災意識を高めるとともに、津波発生時の避難行動に役立てるため、標識柱等の道路施設に海拔情報を付加する。

エ 道路施設の長寿命化対策

道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

7 住民等の避難誘導體制

(1) 津波避難計画の策定

ア 町は、津波による危険が予想されることから、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波による浸水想定区域、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

イ 町は、津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備・確保など、まちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

ウ 愛媛県津波浸水想定で水深 30 c m以上の浸水が想定される区域（字、町丁目）において、南海トラフ地震特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項等を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成するとともに訓練等の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(2) 避難方法の周知

ア 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、町及び県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

イ 各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町と自主防災組織においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するよう努める。

検討に当たっては、八幡浜警察署と調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

(3) 避難誘導にあたる者の安全確保

町は、消防職団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避し、安全を確保するため、これらの者の避難に要する時間に配慮した上で、津波到達時間内の防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

(4) 避難行動要支援者支援体制の強化

ア 避難行動要支援者、外国人、出張者及び旅行者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者等に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

イ 町は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

ウ 町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(5) 避難所情報周知の強化

災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

8 水道、電気、ガス、通信及び放送関係の活動

(1) 水道

町は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとし、地元の給水工事指定業者等との災害時等における応援要請に係る協定の締結を図り、津波等により水道施設に被害が生じた場合にあっては、迅速な応急対策に努める。

また、県が愛媛県管工事協同組合連合会と「災害時における水道施設復旧作業の応援対策への協力に関する締結書」を締結していることから、町だけでは対応しきれない場合にあっては、県に対し応援要請を行う。要請された場合、県は愛媛県管工事協同組合連合会と連携し、調整を図りつつ、町の要請に応じる。

(2) 電気

電気事業者の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

(3) ガス

ガス事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

(4) 通信

通信事業の管理者は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源を確保する。また、地震発生後、電波が輻輳した場合の対策等の措置を講ずる。

(5) 放送

放送事業の管理者は、次の措置を講ずる。

ア 津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

イ 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が、津波からの円滑

な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

ウ 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的内容を定める。

9 交通対策

(1) 道路

道路管理者は、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、一般社団法人愛媛県建設業協会等と協定を締結し体制の整備を図る。

また、道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

県公安委員会は、道路管理者と協議の上、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用することが想定される区間について、交通規制の内容をあらかじめ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

(2) 海上

第六管区海上保安本部(松山・宇和島海上保安部)及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所定の規制を行う。

イ 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

ウ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

10 町自らが管理又は運営する施設に関する津波対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、観光施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。なお、具体的な措置内容は施設ごとの管理担当課が別に定める。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

〈留意事項〉

- 1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を合わせて伝達するよう事前に検討すること。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに来場者等が避難できるよう、伝達方法を明示すること。

- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、県防災通信システム（地上系・衛星系）、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

- (イ) 学校、研修所等にあつては、
 - a 当該学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学級等）これらの者に対する保護の措置

- ウ 社会福祉施設等にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ア 町対策本部又は現地本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、町対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 町対策本部等の開設に必要な資器材及び緊急車両等の確保

- イ 町は、町地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

- ウ 県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定に関し、県有施設の活用等も含め協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第10節 孤立地区対策

風水害等対策編第2章第13節「孤立地区対策」を準用する。

第11節 緊急物資確保対策

風水害等対策編第2章第9節「緊急物資確保対策」を準用する。

第12節 医療救護対策

風水害等対策編第2章第10節「医療救護対策」を準用する。

第13節 防疫・保健衛生活動体制の整備

風水害等対策編第2章第11節「防疫・保健衛生活動体制の整備」を準用する。

第14節 廃棄物等の処理

風水害等対策編第2章第12節「廃棄物等の処理」を準用する。

第15節 要配慮者の支援対策

風水害等対策編第2章第14節「要配慮者の支援対策」を準用する。

第16節 広域応援体制の整備

風水害等対策編第2章第15節「広域応援体制の整備」を準用する。

第17節 防災情報通信システムの整備

地震災害対策編第2章第19節「防災情報通信システムの整備」を準用する。

第18節 災害復旧・復興への備え

風水害等対策編第2章第28節及び地震災害対策編第2章第23節「災害復旧・復興への備え」を準用する。

第3章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の対策

1 津波警報等の伝達

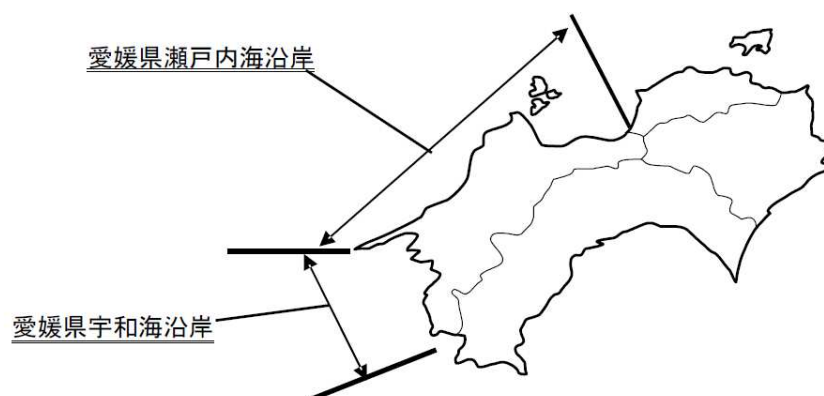
津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施する上で不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携の下、迅速かつ的確に伝達する。

(1) 国（気象庁）の津波警報等

ア 津波警報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。なお、大津波警報については特別警報に位置付けられる。

(ア) 下の図に示す県内の津波予報区（伊方町は愛媛県瀬戸内海沿岸及び愛媛県宇和海沿岸）に大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合



(イ) 県内で震度1以上を観測した場合

(ロ) 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合

(ハ) その他必要と認める場合

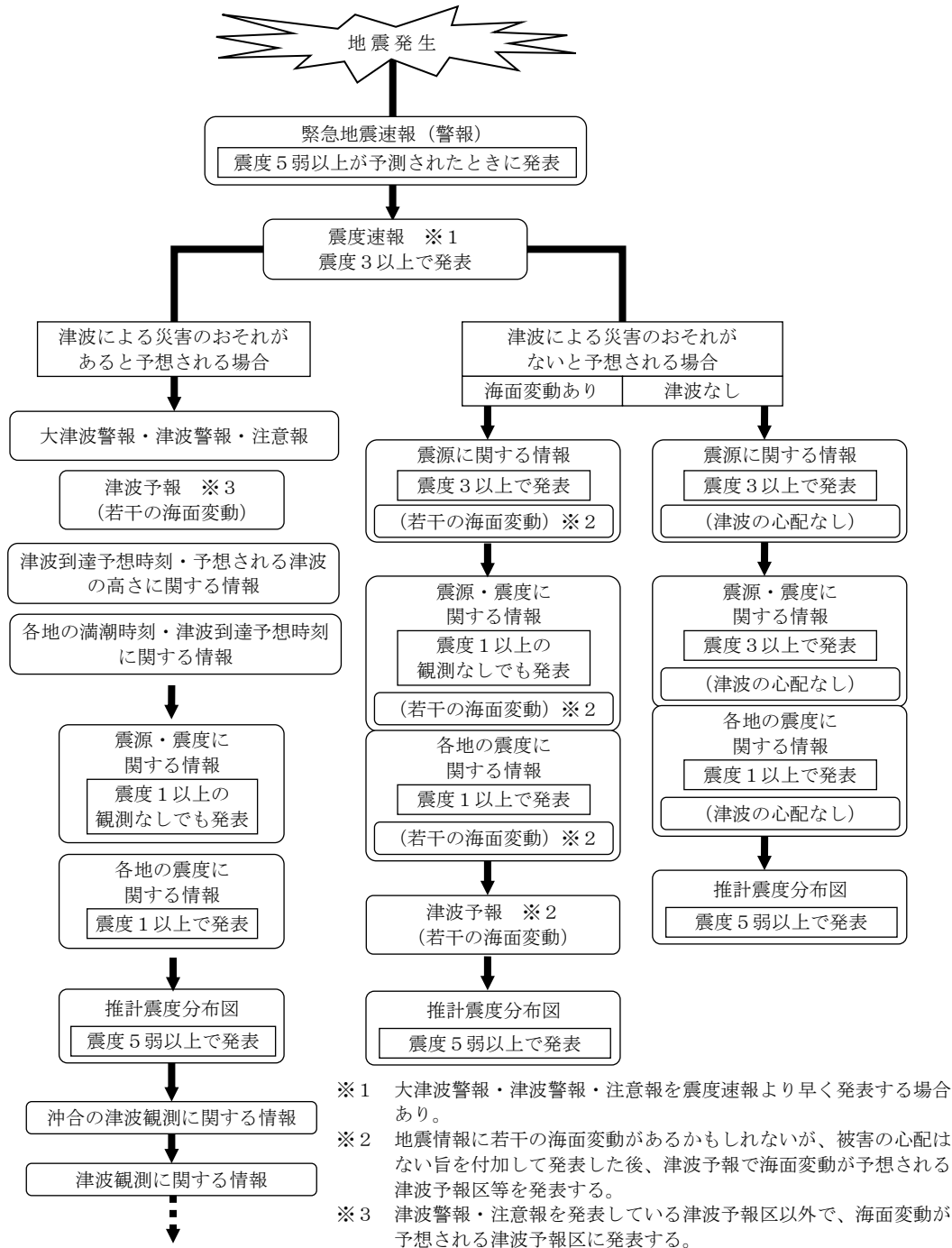
イ 情報の種類

気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報、地震情報等で、内容については資料編「大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容」による。

資料編・大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容

ウ 情報の流れ

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、次のとおりとする。



エ 緊急地震速報

(ア) 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

内容については資料編「大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容」による。

(イ) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、県、市町等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）全国瞬時警報システム（J-A L E R T）経由による市町の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

オ 情報の伝達系統

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の伝達系統は、資料編「大津波警報・津波警報・津波注意報等及び地震・津波に関する情報の伝達系統図」のとおりとする。

資料編・大津波警報・津波警報・津波注意報等及び地震・津波に関する情報の伝達系統図

(2) 町の活動

ア 津波に対する措置

(ア) 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」が発表されたとき。

ただちに避難行動の対象となる地域の住民、漁協、港湾関係者等及び海浜の遊客に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する等必要な措置をとる。

(イ) 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」は未発表であるが震度4程度以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、危険な地域からの一刻も早い避難行動が必要であることから、避難の対象とする地域に対して、避難指示を発令する。

イ 津波情報等の受理・伝達・周知

(ア) 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される地震に関する情報等は、町対策本部（町対策本部設置前においては総務課）において受理する。

(イ) 受理した情報については、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、広報車、地域による連絡網など多様な手段を活用し、住民への確実な情報伝達に努める。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達するものとする。

2 避難指示

町長は、迅速・的確な避難指示等を行う。

- (1) 大津波警報、津波警報又は津波注意報が出された時は、津波警報等で発表される津波高さに応じた発令対象とする区域に対して、即座に避難指示を発令する。
- (2) 強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、速やかに的確な避難指示を行うものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等が発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する必要がある。

- (3) 津波は、津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流出があること、想定を

上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がることで、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることから、避難指示の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。

- (4) 津波警報、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、町防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ、携帯電話（エリアメール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (5) 地震発生時に町長と連絡がとれない場合は、あらかじめ指定された代理者が避難指示を発令する。
- (6) 「地域ごとの津波避難計画」を策定する。

第2節 活動体制

町内に大規模な津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町、県等防災関係機関は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

また、災害現場で活動する各機関の部隊等においても、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

地震災害対策編第3章第1節「活動体制」を準用する。

第3節 通信連絡

風水害等対策編第3章第3節並びに地震災害対策編第3章第2節「通信連絡」を準用するものとするが、放送事業者は、津波警報や被害情報等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、発災後も円滑に放送が継続できるよう被災防止措置を講ずるものとする。

1 放送事業者

- (1) 大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報及び津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努める。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努める。
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検及びその他の被災防止措置を講ずる。

第4節 情報活動

津波が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、津波の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなどして、被害規模の早期把握や情報の共有を行う。

地震災害対策編第3章第3節「情報活動」を準用するものとするが、「情報活動の強化」については、次のとおりとする。

1 情報活動の強化

(1) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、津波による人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県へ連絡できない場合は、国（総務省消防庁経由）へ連絡する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内（海上を含む。）で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

(2) 情報活動における連携強化

ア 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部（県災害警戒本部）と各地方本部又は支部、地方本部又は支部と町対策本部の各相互間のルートの基本として、警察署及び各防災関係機関と密接な連携の下に行う。

イ 情報活動における連携強化のため警察署は、必要に応じて地方本部及び町対策本部に警察官を派遣するものとし、地方本部も必要に応じて町対策本部に職員を派遣する。

(3) 異常現象発見者の通報義務

異常な引潮や海面の急激な盛り上がり等、津波が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に、また、町長は、松山地方気象台、県（防災危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

第5節 広報活動

津波による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関、県及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

風水害等対策編第3章第5節「広報活動」を準用するものとするが、「広報事項」については、次のとおりとする。

1 広報事項

津波発生時の主な広報事項は、次のとおりとする。

- (1) 町対策本部設置に関する事項
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 津波等に関する情報及び注意の喚起
- (4) 津波発生時の注意事項
- (5) 避難指示発令
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所等
- (7) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (8) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (9) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (10) 防疫に関する事項
- (11) 医療救護所の開設状況
- (12) 被災者等の安否情報
- (13) 不安解消のため、住民に対する呼びかけ
- (14) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (15) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (16) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (17) 災害復旧の見込み
- (18) 被災者生活支援に関する情報

第6節 災害救助法の適用

風水害等対策編第3章第6節「災害救助法の適用」を準用する。

第7節 避難活動

大規模地震発生時においては、津波等の発生が予想される中、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

なお、住民に対し避難を求めるに当たっては、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施することのほか、地域の防災活動に参加することをあわせて啓発する。

地震災害対策編第3章第6節「避難活動」を準用するものとするが、「避難指示等の基準」及び「避難の方法」については、次のとおりとする。

1 避難指示等の基準

(1) 町長

町内において災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。

(2) 警察官又は海上保安官

町長が避難の指示ができないと認めるとき、又は町長から要請があったときは、住民に対して避難の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を町長に通知する。

(3) 知事又はその命を受けた職員

知事又はその命を受けた職員は、災害の発生により町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって避難指示の発令をする。この場合、知事はその旨を公示する。

(4) 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講ずる。

2 避難の方法

沿岸部で強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間にわたる揺れを感じたときは、迷うことなく自主的に周囲の人に声をかけながら高い場所に避難する。

(1) 住民等は、非常用持出品を持って、協力してあらかじめ定められた避難場所へ避難する。

(2) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、地域の要配慮者の避難誘導・救出・救護・消火・情報収集を行う。

(3) 住民等は、津波による危険が迫り、避難場所の安全が十分確保できない場合には、さらに高台を目指して避難する。

(4) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導、並びに指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。

(5) 指定緊急避難場所へ避難した住民等は、避難が長期に及ぶ場合、自主防災組織等、町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導の下に、指定避難所等へ避難する。

第8節 緊急輸送活動

風水害等対策編第3章第8節「緊急輸送活動」を準用する。

第9節 交通応急対策

風水害等対策編第3章第9節並びに地震災害対策編第3章第8節「交通応急対策」を準用する。

第10節 孤立地区に対する支援活動

風水害等対策編第3章第10節「孤立地区に対する支援活動」を準用する。

第11節 消防活動

大規模地震発生時には、津波の発生等により甚大な被害が予想されるため、町はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても、その全機能をあげて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組むとともに、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

風水害等対策編第3章第11節並びに地震災害対策編第3章第10節「消防活動」を準用するものとするが、消防団の活動においては、次のことにも留意する。

1 消防団の活動

(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

地域住民の津波からの円滑な避難の確保等のため、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を行う。

第12節 水防活動

風水害等対策編第3章第12節並びに地震災害対策編第3章第11節「水防活動」を準用するものとするが、大規模地震発生時には、津波の発生等により甚大な被害が予想されるため、町はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても、その全機能をあげて水防活動に取り組むとともに、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

地震による津波に対する水防活動は次のとおりとする。

1 水防管理者及び水防管理団体の活動

- (1) 洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者、滞在者等に対し、避難のため立ち退きを指示することができる。

なお、水防管理者（町長）が立ち退きを指示する場合においては、その旨を八幡浜警察署長に通知する。

- (2) 水防管理者（町長）、水防団長（消防団長）又は八幡浜地区施設事務組合消防長は、情報の収集に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

2 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報

- (1) 水門、閘門等の管理者は水防上必要な津波等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門、閘門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門、閘門等の操作責任者は、津波等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門、閘門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門、閘門等の操作責任者は、津波警報等が発令された場合には、安全確保のため直接操作をしないなど、操作員の安全確保を最優先にした上で、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。
- (4) 水門、閘門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

3 水防作業の安全確保

水防作業時には、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が津波の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第13節 人命救助活動

風水害等対策編第3章第13節並びに地震災害対策編第3章第12節「人命救助活動」を準用する。

第14節 死体の搜索・措置・埋葬

風水害等対策編第3章第14節「死体の搜索・措置・埋葬」を準用する。

第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給

風水害等対策編第3章第15節並びに地震災害対策編第3章第14節「食料及び生活必需品等の確保・供給」を準用する。

第16節 飲料水の確保・供給

風水害等対策編第3章第16節「飲料水の確保・供給」を準用する。

第17節 医療救護活動

風水害等対策編第3章第17節並びに地震災害対策編第3章第16節「医療救護活動」を準用する。

第18節 防疫・保健衛生活動

風水害等対策編第3章第18節「防疫・保健衛生活動」を準用する。

第19節 廃棄物等の処理

風水害等対策編第3章第19節並びに地震災害対策編第3章第18節「廃棄物等の処理」を準用する。

第20節 障害物等の除去

風水害等対策編第3章第20節「障害物等の除去」を準用する。

第21節 動物の管理

風水害等対策編第3章第21節「動物の管理」を準用する。

第22節 応急住宅対策

風水害等対策編第3章第22節並びに地震災害対策編第3章第21節「応急住宅対策」を準用する。

第23節 応急教育活動

風水害等対策編第3章第23節「応急教育活動」を準用する。

第24節 要配慮者に対する支援活動

風水害等対策編第3章第24節並びに地震災害対策編第3章第23節「要配慮者に対する支援活動」を準用する。

第25節 ボランティア等への支援

風水害等対策編第3章第25節「ボランティア等への支援」を準用する。

第26節 応援協力活動

風水害等対策編第3章第26節「応援協力活動」を準用する。

第27節 自衛隊への災害派遣の要請

風水害等対策編第3章第28節「自衛隊への災害派遣の要請」を準用する。

第28節 ライフラインの確保

地震災害対策編第3章第28節「ライフラインの確保」を準用する。

第29節 公共土木施設等の確保

地震災害対策編第3章第29節「公共土木施設等の確保」を準用する。

第30節 危険物施設等の安全確保

風水害等対策編第3章第33節並びに地震災害対策編第3章第31節「危険物施設等の安全確保」を準用する。

第31節 社会秩序維持活動

地震災害対策編第3章第32節「社会秩序維持活動」を準用する。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 公共施設災害復旧対策

風水害等対策編第4章第1節「公共施設災害復旧対策」を準用する。

第2節 復興計画

風水害等対策編第4章第2節「復興計画」を準用する。

第3節 被災者の生活再建支援に関する計画

風水害等対策編第4章第3節「災害復旧資金」及び第4節「被災者等に対する支援」を準用する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

地震災害対策編第5章「南海トラフ地震防災対策推進計画」を準用する。